

【件名】新型コロナウイルスが流行している国からのフランス入国に際する陰性証明書の提示又は PCR 検査の実施について(日本からの渡航者は対象外)

フランス政府は、8 月 1 日から新型コロナウイルス(covid-19)が流行している以下の 16 カ国からの 11 歳以上の渡航者について PCR 検査の陰性証明書の提示又は仏到着時の空港での PCR 検査の実施を行うと発表しました。

(注1) 日本からの渡航者は対象外であり、特段の措置は課せられていません。

(注2) 以下 16 カ国からフランスに入国できるのは、フランス国籍者またはフランスの滞在許可証を所持している外国人です。従いまして、フランス滞在許可書を所持していない日本人は以下 16 カ国から直接フランスに入国することはできません。

1 以下の国については、出発地において搭乗の 72 時間以内の PCR 検査の陰性証明書を提示する必要がある。

- ・バーレーン
- ・アラブ首長国連邦
- ・米国
- ・パナマ

2 以下の国については、フランス到着時に空港において PCR 検査を実施する。結果が陰性であれば制限は課せられず、陽性であれば隔離措置が適用される。

- ・南アフリカ
- ・アルジェリア
- ・ブラジル
- ・インド
- ・イスラエル
- ・クウェート
- ・マダガスカル
- ・オマーン
- ・ペルー
- ・カタール
- ・セルビア
- ・トルコ

仏内務省サイト: <https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/FAQ-sur-la-mise-en-oeuvre-des-controles-sanitaires-aux-frontieres>

仏政府政令：

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000042157820&categorieLien=id#:~:text=a%20%C3%A9t%C3%A9%20prorog%C3%A9-,D%C3%A9cret%20n%C2%B0%202020%2D911%20du%2027%20juillet%202020%20modifiant,o%C3%B9%20il%20a%20%C3%A9t%C3%A9%20prorog%C3%A9>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03－8852－8500

（フランス国外からは（＋33）3－8852－8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>